

令和 8 年第 7 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 8 年 7 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	大崎 和生	2 番	服部 猛
3 番	平手 秀夫	4 番	櫻井 吉美
5 番	丹下 和行	6 番	永井 八千代
7 番	加島 由隆	8 番	家田 里美
9 番	大谷 典央	10 番	春田 美智代
11 番	澤田 彰俊		
13 番	後藤 恵美	14 番	石田 豊
15 番	堀田 泰樹	16 番	伊藤 英樹
17 番	伊藤 弥寿夫	18 番	三井 啓司
19 番	関戸 梓		

欠席委員

12 番	近藤 昌弥		

【事務局】出席者

局 長	長崎 倫典	主 幹	川口 善徳
主 事	大崎 菜々子	主事補	川崎 良介

【農務課】出席者

主 幹	廣瀬 信博		

午後 2 時 0 分開会

【事務局】

定刻になりましたので、只今から、令和 8 年 7 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、近藤委員の 1 名でございます。

総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」ことになっておりますので、大崎会長、議事進行をお願いいたします。なお、この後の会議につきましては、着座にて進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【会長】

皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましてはご多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和 8 年第 7 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は 18 人であり、会議の成立を認めます。それでは、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は当席において、13 番後藤恵美委員及び、14 番石田豊委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願い致します。

「議案第 33 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

今月は所有権移転の案件のみです。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 2,155 ㎡の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 420 日農業に従事しています。

番号 2 番から番号 4 番までは関連する申請のため一括で説明します。

番号 2 番～番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

開発に係る代替地対応のための農地交換です。

番号 2 番の受人は現在 13,161 ㎡の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 570 日農業に従事しています。

番号 3 番の受人は現在 8,679 ㎡の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯で 200 日農業に従事しています。

番号 4 番の受人は現在 15,201 ㎡の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯で 300 日農業に従事しています。

番号 5 番、番号 13 番は受人が同一のため一括で説明します。

番号 5 番 番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

申請地は全て畑として利用し、ザクロを栽培する計画となっております。

売買での所有権移転です。

受人は岐阜県加茂郡を中心に 104,307 ㎡の農地を耕作しており、規模拡大のため申請地を取得するものです。法人で議決権を持つ構成員は 2 名で、年間 600 日農業に従事しております。農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を取得するものです。

番号 6 番、番号 7 番は受人が同一のため一括で説明します。

番号 6 番 番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 3,231 ㎡の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯で 300 日農業に従事しています。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

申請地は受人自宅に隣接しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。受人は現在 224 ㎡の農地を耕作しており、個人で年間 300 日農業に従事しています。

番号 9 番、番号 10 番は受人が同一のため一括で説明します。

番号 9 番 番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作できるため、親族・母親から譲り受け継承するものです。受人は現在 381 m²の農地を耕作しており、個人で年間 60 日、世帯で 300 日農業に従事しています。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作ができるため、申請地を取得するものです。受人は現在 3,930.90 m²の農地を耕作しており、個人で年間 100 日、世帯で 320 日農業に従事しております。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は隣地で分家住宅を建築し、家庭菜園をするため、申請地を取得するものです。

13 m²の農地で野菜を栽培、個人で年間 180 日、世帯で 280 日農業に従事する計画となっております。

番号 14 番申請地 地目 面積 を朗読。

現況は全て畑となっております。贈与での所有権移転です。

兄弟間の贈与で、受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。受人は現在 929 m²の農地を耕作しており、個人で年間 330 日、世帯で 660 日農業に従事しております。

番号 15 番申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

登記地目は田ですが、現況は畑となっております。

受人は申請地に隣接する宅地も取得しており、家庭菜園をするため、申請地を取得するものです。野菜・柑橘類を栽培、個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

申請地は受人がこれまで耕作してきており、規模拡大のため、申請地を取得するものです。受人は現在 697,044 m²の農地を耕作しており、個人で年間 300 日、世帯で 1280 日農業に従事しております。

番号 17 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地近隣に自己所有農地があり、効率的に耕作できるため、申請地を取得するも

のです。受人は現在 628 m²の農地を耕作しており、個人で年間 120 日、世帯で 360 日農業に従事しております。

7 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 17 件、移動の土地は、田 27 筆 17,569 m²、畑 15 筆 6,191 m²、合計 42 筆 23,760 m²です。

以上 17 件のうち、番号 1 番から 17 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【服部委員】

5 番、13 番について、県外の法人で、100,000 m²を超える面積を耕作しているということだが、稲沢市だけのものか、また信用できる法人なのか。

【事務局】

耕作面積は市外を含む面積で、市内では祖父江町で耕作をしております。

また、他自治体に法人の営農状況について問い合わせたところ、適正に耕作しているとの回答を得ております。

【会長】

ほかに質問はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程 3 議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

8 ページをお願いします。議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定

により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

9 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは分家住宅として転用します。農地区分は第 2 種農地です。

10 ページの総括表をご覧ください。

4 条の申請件数は、1 件 転用の土地 畑 1 筆 448 m² 合計 1 筆 448 m²です。

以上 4 条申請 1 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により加島由隆委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく願いいたします。

議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

11 ページをお願いします。

議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

12 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落境から 50m であり、業務上必要な施設のため許可要件を満たしております。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、特定建築条件付売買土地として転用します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場および資材置場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、車庫を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、資材置場および車両置場を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

続きまして、13 ページをお願いします。ここからは権利設定の案件になります。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 10 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、駐車場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落境から 50m であり、業務上必要な施設のため許可要件を満たしております。

番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 13 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 14 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、自己用住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 15 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、屋外炊事場を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが、集落境から 50m であり、業務上必要な施設のため許可要件を満たしております。

つづきまして、13 ページから 15 ページにわたります。

番号 16 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、砂利採取場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

一時転用期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 2 月 28 日です。

16 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、16 件 転用の土地 田 28 筆 10,901 m² 畑 8 筆 3,654 m² 合計 36 筆 14,555 m²です。

以上 5 条申請 16 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」を議題といた

します。事務局から総会提出議案 17 ページをお願い致します。

議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出 会長名でございます。

18 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

番号 4 番は現況畑となっております。

賃借権の設定は 17 筆、使用貸借権の設定は 34 筆です。

貸借期間は令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までが 3 筆、令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までが 48 筆です。

22 ページ総括表をお願い致します。

田 9 筆 畑 42 筆 合計 33,550 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、石田豊委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。議案第 36 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 37 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 23 ページをお願いします。

議案第 37 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

24 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 朗読。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されていました。

25 ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、1 件

畑 9 筆 合計 5,759 m²になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 37 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、現案どおり証明することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 報告第 22 号「現況証明願の報告について」から日程第 9 報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」までを一括して事務局からの説明を求めます。

【事務局】

26 ページをお願いします。

報告第 22 号「現況証明願の報告について」

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

27 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

平成 3 年より店舗敷地として利用しておりました。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

昭和 50 年より住宅敷地として利用しておりました。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。
平成元年より倉庫敷地として利用しておりました。

28 ページをお願いします。

報告第 23 号「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出の報告について」

農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

29 ページをお願いします。

先に第 4 条の案件からご報告いたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。
倉庫設置による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。
学生寮設置による転用です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。
駐車場設置による転用です。

30 ページ総括表をご覧ください。

4 条の申請件数 3 件、田 7 筆 640 m² 畑 3 筆 1,024 m² 合計 10 筆 1,664 m²です。

つづきまして 5 条所有権移転の案件についてご説明します。

31 ページお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。
売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

32 ページお願いいたします。

ここからは権利設定の案件です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で店舗設置のための転用です。

33 ページ総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は 5 件 田 6 筆 1,583 m² 畑 3 筆 715 m² 合計 9 筆 2,298 m²です。

つづきまして、42 ページをお願いいたします。

報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

35 ページお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため賃借権を解除します。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

農地転用のため、賃借権を解除します。

令和 8 年第 7 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 8 年 7 月 24 日 稲沢市産業会館 大会議室

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。
自作のため、賃借権を解除します。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。
農地転用のため賃借権を解除します。

36 ページ総括表をお願いします。

申請件数 9 件 田 10 筆 10,153 m² 畑 1 筆 1,404 m² 合計 11 筆 11,557 m²です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。
質疑もないようですので、これで報告を終わります。

以上で本日の日程は、終了いたしました。
長時間、御審議いただきありがとうございました。
その他委員の皆様から何かございますか。
これをもちまして、令和 8 年第 7 回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 40 分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

13 番委員

後藤 恵美

14 番委員

石田 豊